

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

第107号議案 長崎市公民館条例の一部を改正する条例
第111号議案 長崎市文化センター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 10
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・	11 ～ 18
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	19 ～ 43
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	44 ～ 49
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・	50 ～ 51
【参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について・・・・・・・・	52 ～ 54

教 育 総 務 部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市公民館条例	東公民館、西公民館、南公民館、滑石公民館、戸石地区公民館、三重地区公民館、香焼公民館、高浜地区公民館、野母地区公民館、外海公民館、黒崎地区公民館、三和公民館、川原地区公民館、為石地区公民館、北公民館
長崎市文化センター条例	琴海文化センター、琴海南部文化センター、野母崎文化センター

(3) 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	その他	合 計	
東公民館	多目的ホール	1,990円	1,853円	21円	3,864円	5,020円
	研修室1	261円	146円	21円	428円	640円
	研修室2	597円	293円	21円	911円	1,230円
	研修室3	104円	52円	21円	177円	350円
	研修室4	209円	104円	21円	334円	500円
	研修室5	125円	52円	21円	198円	390円
	和室1	178円	62円	21円	261円	390円
	和室2	335円	146円	21円	502円	700円
	調理実習室	282円	167円	21円	470円	700円
西公民館	講堂	578円	209円	63円	850円	1,190円
	研修室1	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室2	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室3	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室4	151円	52円	63円	266円	390円
	研修室5	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室6	151円	52円	63円	266円	390円
	和室	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	その他	合 計	
南公民館	講堂	699円	261円	63円	1,023円	1,430円
	研修室1	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室2	151円	52円	63円	266円	390円
	研修室3	151円	52円	63円	266円	390円
	会議室	151円	52円	63円	266円	390円
	和室	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円
滑石公民館	講堂	456円	146円	63円	665円	930円
	研修室1	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室2	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室3	151円	52円	63円	266円	390円
	小研修室	151円	52円	63円	266円	390円
	和室1	185円	52円	63円	300円	450円
	和室2	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円
戸石地区公民館	研修室1	233円	73円	63円	369円	550円
	研修室2	235円	62円	63円	360円	530円
	研修室3	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	121円	41円	63円	225円	450円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	その他	合 計	
三重地区公民館	講堂	699円	261円	63円	1,023円	1,430円
	会議室1	151円	52円	63円	266円	390円
	会議室2	106円	31円	63円	200円	400円
	会議室3	106円	31円	63円	200円	400円
	会議室4	106円	31円	63円	200円	400円
	和室	106円	31円	63円	200円	400円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円
香焼公民館	ホール	3,142円	3,142円	0円	6,284円	6,590円
	会議室1	419円	419円	0円	838円	700円
	会議室2	419円	419円	0円	838円	700円
	会議室3	261円	261円	0円	522円	490円
	和室	261円	261円	0円	522円	490円
	調理実習室	314円	314円	0円	628円	680円
高浜地区公民館	講堂	220円	220円	0円	440円	660円
	研修室	104円	104円	0円	208円	410円
	会議室	104円	104円	0円	208円	410円
	和室	104円	104円	0円	208円	410円
	調理実習室	324円	104円	0円	428円	640円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	その他	合 計	
野母地区公民館	講堂	578円	209円	63円	850円	1,190円
	会議室	151円	52円	63円	266円	390円
	和室	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	335円	83円	63円	481円	720円
外海公民館	講堂	262円	209円	0円	471円	700円
	研修室	108円	52円	0円	160円	310円
	会議室	199円	73円	0円	272円	400円
	視聴覚室	138円	73円	0円	211円	420円
	和室	230円	52円	0円	282円	420円
	調理実習室	199円	41円	0円	240円	480円
黒崎地区公民館	講堂	578円	209円	63円	850円	1,190円
	会議室	151円	52円	63円	266円	390円
	和室	185円	52円	63円	300円	450円
	調理実習室	121円	41円	63円	225円	450円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ア 使用料の改定（長崎市公民館条例別表第1（第11条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	ｺﾝﾍﾞ	合 計	
三和公民館	ホール	3,929円	5,500円	46円	9,475円	12,310円
	会議室1	283円	157円	46円	486円	700円
	会議室2	361円	157円	46円	564円	490円
	会議室3	283円	157円	46円	486円	490円
	会議室4	283円	157円	46円	486円	490円
	視聴覚室	706円	220円	46円	972円	700円
	和室	283円	157円	46円	486円	700円
川原地区公民館	講堂	549円	440円	0円	989円	1,150円
	会議室1	283円	220円	0円	503円	490円
	会議室2	283円	220円	0円	503円	700円
	和室	283円	220円	0円	503円	490円
	調理実習室	549円	174円	0円	723円	680円
為石地区公民館	講堂	549円	440円	0円	989円	1,230円
	会議室1	283円	220円	0円	503円	490円
	会議室2	283円	220円	0円	503円	490円
	会議室3	283円	220円	0円	503円	700円
	和室1	283円	220円	0円	503円	700円
	和室2	283円	220円	0円	503円	490円
	調理実習室	549円	174円	0円	723円	680円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

イ 利用料金の基準額の改定（長崎市公民館条例別表第2（第13条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	その他	合 計	
北公民館	講堂	769円	261円	63円	1,093円	1,460円
	研修室1	258円	73円	63円	394円	590円
	研修室2	258円	73円	63円	394円	590円
	研修室3	258円	73円	63円	394円	590円
	会議室1	164円	52円	63円	279円	410円
	会議室2	164円	52円	63円	279円	410円
	会議室3	164円	52円	63円	279円	410円
	視聴覚室	789円	188円	63円	1,040円	1,230円
	和室1	201円	52円	63円	316円	470円
	和室2	201円	52円	63円	316円	470円
	調理実習室	369円	83円	63円	515円	720円

2 改正の内容

(1) コミュニティ活動施設

ウ 使用料（利用料金の基準額）の改定

（長崎市文化センター条例別表第1（第5条関係）、別表第2（第8条関係））

施設名	区 分	現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	ｺﾝﾍﾞﾝﾄ	合 計	
琴海文化センター	多目的ホール	1,424円	2,200円	0円	3,624円	4,710円
	会議室1	220円	272円	0円	492円	490円
	会議室2	220円	272円	0円	492円	700円
	会議室3	220円	272円	0円	492円	700円
	和室	220円	272円	0円	492円	700円
琴海南部文化センター	会議室1	220円	272円	0円	492円	700円
	会議室2	220円	272円	0円	492円	700円
	会議室3	220円	272円	0円	492円	700円
	和室1	220円	272円	0円	492円	490円
	和室2	220円	272円	0円	492円	490円
	調理実習室	220円	272円	0円	492円	730円
野母崎文化センター	多目的ホール	2,200円	2,200円	0円	4,400円	5,210円
	会議室	104円	272円	0円	376円	560円
	視聴覚室	104円	272円	0円	376円	560円

2 改正の内容

- ※ 公民館の統一単価により算定（ただし激変緩和単価を超える場合は激変緩和単価）
- ※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間あたりの料金設定のみに変更する。
- ※ 冷暖房使用料及びコンセント使用料を含む。
- ※ 入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は倍額とする規定は維持する。
- ※ 文化センターの多目的ホール利用における、準備・リハーサルのための利用に係る4割徴収の規定は、5割徴収に見直す。

3 使用料の再算定

(1) コミュニティ活動施設（貸館施設・個別事由）

公民館及び文化センターについては、設立・合併などの経緯により各館ごとに料金が異なるため今回の見直しに伴い、全体のコストや稼働率をもとにして統一した単価を設定することとする。

ア 算定結果（同種施設であるため統一単価を設定するもの）

カテゴリー	施設名称	総コスト (全館合計) ①	施設全体の 貸出可能面積 (全館合計) ②	年間開館時間 (全館平均) ③	実稼働率 (全館平均) ④	コスト/㎡ (全館平均) ⑤※	受益者負担率 ⑥
コミュニティ活動施設	公民館、文化センター	554,255千円	11,476㎡	2,803時間	14.33%	246.79円	会議室等 25% 講堂等 50% 調理室 25%

※各公民館毎に算出したコストの平均値



使用料項目	面積	現行料金 (平均) ⑦	コスト/室 ⑧ (⑤×面積)	再算定結果 ⑨ (⑧×⑥)	激変緩和 措 置 ⑩	統一単価 ⑪
会議室等	50㎡未満	331円	12,340円	3,085円	496円	490円
	50㎡以上100㎡未満	468円	24,679円	6,170円	702円	700円

3 使用料の再算定

前項のつづき

使用料項目	面積	現行料金 (平均) ⑦	コスト/室 ⑧ (⑤×面積)	再算定結果 ⑨ (⑧×⑥)	激変緩和 措 置 ⑩	統一単価 ⑪
講堂等	100㎡以上150㎡未満	827円	37,019円	18,510円	1,158円	1,150円
	150㎡以上200㎡未満	885円	49,358円	24,679円	1,239円	1,230円
	200㎡以上250㎡未満	1,046円	61,698円	30,849円	1,465円	1,460円
	250㎡以上500㎡未満	4,012円	123,395円	61,698円	5,216円	5,210円
	500㎡以上750㎡未満	5,074円	185,093円	92,546円	6,596円	6,590円
	750㎡以上1,000㎡未満		246,790円	123,395円		
	1,000㎡以上1,250㎡未満		308,488円	154,244円		
	1,250㎡以上1,500㎡未満	9,475円	370,185円	185,093円	12,318円	12,310円
調理室	50㎡未満	456円	12,340円	3,085円	684円	680円
	50㎡以上	546円	24,679円	6,170円	764円	760円

3 使用料の再算定

施設名	使用料項目・面積 ⑫		現行料金 ⑬	コスト/室 ⑭ (⑫×⑤)	再算定結果 ⑮ (⑭×⑥)	激変緩和 措置 ⑯	個別事由		最終結果 ⑰ (⑯または⑱)	増減 ⑱ (⑱－⑬)
							統一単価 ⑰	理由		
東公民館	多目的ホール	560㎡	3,864円	138,126円	69,063円	5,020円	6,590円	統一単価と激変緩和措置を比較し、 価格が低い方を適用	5,020円	1,156円
	研修室1	76㎡	428円	18,805円	4,701円	640円	700円		640円	212円
	研修室2	169㎡	911円	41,752円	20,876円	1,270円	1,230円		1,230円	319円
	研修室3	31㎡	177円	7,720円	1,930円	350円	490円		350円	173円
	研修室4	59㎡	334円	14,583円	3,646円	500円	700円		500円	166円
	研修室5	36㎡	198円	8,897円	2,224円	390円	490円		390円	192円
	和室1	52㎡	261円	12,927円	3,232円	390円	700円		390円	129円
	和室2	96㎡	502円	23,736円	5,934円	700円	700円		700円	198円
	調理実習室	81㎡	470円	19,923円	4,981円	700円	760円		700円	230円
西公民館	講堂	176㎡	850円	43,386円	21,693円	1,190円	1,230円	統一単価と激変緩和措置を比較し、 価格が低い方を適用	1,190円	340円
	研修室1	52㎡	369円	12,907円	3,227円	550円	700円		550円	181円
	研修室2	52㎡	369円	12,907円	3,227円	550円	700円		550円	181円
	研修室3	52㎡	369円	12,907円	3,227円	550円	700円		550円	181円
	研修室4	44㎡	266円	10,735円	2,684円	390円	490円		390円	124円
	研修室5	52㎡	369円	12,907円	3,227円	550円	700円		550円	181円
	研修室6	44㎡	266円	10,735円	2,684円	390円	490円		390円	124円
	和室	44㎡	300円	10,735円	2,684円	450円	490円		450円	150円
	調理実習室	65㎡	481円	16,041円	4,010円	720円	760円		720円	239円

3 使用料の再算定

施設名	使用料項目・面積 ⑫		現行料金 ⑬	コスト/室 ⑭ (⑫×⑤)	再算定結果 ⑮ (⑭×⑥)	激変緩和 措置 ⑯	個別事由		最終結果 ⑰ (⑯または⑱)	増減 ⑱ (⑰－⑬)
							統一単価 ⑰	理由		
南公民館	講堂	235㎡	1,023円	57,996円	28,998円	1,430円	1,460円	統一単価と激変緩和措置を比較し、 価格が低い方を適用	1,430円	407円
	研修室1	59㎡	369円	14,462円	3,615円	550円	700円		550円	181円
	研修室2	42㎡	266円	10,365円	2,591円	390円	490円		390円	124円
	研修室3	35㎡	266円	8,687円	2,172円	390円	490円		390円	124円
	会議室	23㎡	266円	5,701円	1,425円	390円	490円		390円	124円
	和室	41㎡	300円	10,168円	2,542円	450円	490円		450円	150円
	調理実習室	70㎡	481円	17,275円	4,319円	720円	760円		720円	239円
滑石公民館	講堂	146㎡	665円	36,031円	18,016円	930円	1,150円		930円	265円
	研修室1	53㎡	369円	13,006円	3,251円	550円	700円		550円	181円
	研修室2	50㎡	369円	12,364円	3,091円	550円	700円		550円	181円
	研修室3	43㎡	266円	10,661円	2,665円	390円	490円		390円	124円
	小研修室	37㎡	266円	9,057円	2,264円	390円	490円		390円	124円
	和室 1	39㎡	300円	9,625円	2,406円	450円	490円		450円	150円
	和室 2	47㎡	300円	11,525円	2,881円	450円	490円		450円	150円
	調理実習室	79㎡	481円	19,521円	4,880円	720円	760円		720円	239円
戸石地区公民館	研修室1	51㎡	369円	12,537円	3,134円	550円	700円		550円	181円
	研修室2	63㎡	360円	15,548円	3,887円	530円	700円		530円	170円
	研修室3	45㎡	300円	11,106円	2,776円	450円	490円		450円	150円
	調理実習室	31㎡	225円	7,552円	1,888円	450円	680円		450円	225円

3 使用料の再算定

施設名	使用料項目・面積 ⑫		現行料金 ⑬	コスト/室 ⑭ (⑫×⑤)	再算定結果 ⑮ (⑭×⑥)	激変緩和 措置 ⑯	個別事由		最終結果 ⑱ (⑯または⑰)	増減 ⑲ (⑱－⑬)
							統一単価 ⑰	理由		
三重地区公民館	講堂	200㎡	1,023円	49,358円	24,679円	1,430円	1,460円	統一単価と激変緩和措置を比較し、 価格が低い方を適用	1,430円	407円
	会議室1	36㎡	266円	8,884円	2,221円	390円	490円		390円	124円
	会議室2	28㎡	200円	6,787円	1,697円	400円	490円		400円	200円
	会議室3	28㎡	200円	6,787円	1,697円	400円	490円		400円	200円
	会議室4	24㎡	200円	5,923円	1,481円	400円	490円		400円	200円
	和室	27㎡	200円	6,663円	1,666円	400円	490円		400円	200円
	調理実習室	60㎡	481円	14,807円	3,702円	720円	760円		720円	239円
香焼公民館	ホール	537㎡	6,284円	132,502円	66,251円	8,160円	6,590円		6,590円	306円
	会議室1	96㎡	838円	23,692円	5,923円	1,170円	700円		700円	△ 138円
	会議室2	96㎡	838円	23,692円	5,923円	1,170円	700円		700円	△ 138円
	会議室3	29㎡	522円	7,108円	1,777円	730円	490円		490円	△ 32円
	和室	48㎡	522円	11,846円	2,961円	730円	490円		490円	△ 32円
	調理実習室	48㎡	628円	11,846円	2,961円	870円	680円		680円	52円
高浜地区公民館	講堂	220㎡	440円	54,294円	27,147円	660円	1,460円		660円	220円
	研修室	48㎡	208円	11,846円	2,961円	410円	490円		410円	202円
	会議室	64㎡	208円	15,795円	3,949円	410円	700円		410円	202円
	和室	80㎡	208円	19,743円	4,936円	410円	700円		410円	202円
	調理実習室	48㎡	428円	11,846円	2,961円	640円	680円		640円	212円

3 使用料の再算定

施設名	使用料項目・面積 ⑫		現行料金 ⑬	コスト/室 ⑭ (⑫×⑤)	再算定結果 ⑮ (⑭×⑥)	激変緩和 措置 ⑯	個別事由		最終結果 ⑱ (⑯または⑰)	増減 ⑲ (⑱－⑬)
							統一単価 ⑰	理由		
野母地区公民館	講堂	160㎡	850円	39,388円	19,694円	1,190円	1,230円	統一単価と激変緩和措置を比較し、 価格が低い方を適用	1,190円	340円
	会議室	31㎡	266円	7,675円	1,919円	390円	490円		390円	124円
	和室	45㎡	300円	11,180円	2,795円	450円	490円		450円	150円
	調理実習室	80㎡	481円	19,694円	4,923円	720円	760円		720円	239円
外海公民館	講堂	163㎡	471円	40,177円	20,089円	700円	1,230円		700円	229円
	研修室	31㎡	160円	7,725円	1,931円	310円	490円		310円	150円
	会議室	66㎡	272円	16,288円	4,072円	400円	700円		400円	128円
	視聴覚室	34㎡	211円	8,267円	2,067円	420円	490円		420円	209円
	和室	50㎡	282円	12,241円	3,060円	420円	490円		420円	138円
	調理実習室	36㎡	240円	8,884円	2,221円	480円	680円		480円	240円
黒崎地区公民館	講堂	175㎡	850円	43,238円	21,619円	1,190円	1,230円		1,190円	340円
	会議室	27㎡	266円	6,688円	1,672円	390円	490円		390円	124円
	和室	34㎡	300円	8,440円	2,110円	450円	490円		450円	150円
	調理実習室	30㎡	225円	7,502円	1,876円	450円	680円		450円	225円
三和公民館	ホール	1,283㎡	9,475円	316,632円	158,316円	12,310円	12,310円		12,310円	2,835円
	会議室1	50㎡	486円	12,340円	3,085円	720円	700円		700円	214円
	会議室2	40㎡	564円	9,872円	2,468円	780円	490円		490円	△ 74円
	会議室3	40㎡	486円	9,872円	2,468円	720円	490円		490円	4円
	会議室4	40㎡	486円	9,872円	2,468円	720円	490円		490円	4円

3 使用料の再算定

施設名	使用料項目・面積 ⑫		現行料金 ⑬	コスト/室 ⑭ (⑫×⑤)	再算定結果 ⑮ (⑭×⑥)	激変緩和 措置 ⑯	個別事由		最終結果 ⑱ (⑯または⑰)	増減 ⑲ (⑱－⑬)
							統一単価 ⑰	理由		
三和公民館	視聴覚室	80㎡	972円	19,743円	4,936円	1,360円	700円	統一単価と激変緩和措置を比較し、 価格が低い方を適用	700円	△ 272円
	和室	50㎡	486円	12,340円	3,085円	720円	700円		700円	214円
川原地区公民館	講堂	111㎡	989円	27,270円	13,635円	1,380円	1,150円		1,150円	161円
	会議室1	38㎡	503円	9,255円	2,314円	700円	490円		490円	△ 13円
	会議室2	54㎡	503円	13,327円	3,332円	700円	700円		700円	197円
	和室	46㎡	503円	11,352円	2,838円	700円	490円		490円	△ 13円
	調理実習室	38㎡	723円	9,255円	2,314円	1,010円	680円		680円	△ 43円
為石地区公民館	講堂	153㎡	989円	37,759円	18,879円	1,380円	1,230円		1,230円	241円
	会議室1	28㎡	503円	6,959円	1,740円	700円	490円		490円	△ 13円
	会議室2	32㎡	503円	7,897円	1,974円	700円	490円		490円	△ 13円
	会議室3	64㎡	503円	15,844円	3,961円	700円	700円		700円	197円
	和室1	86㎡	503円	21,224円	5,306円	700円	700円		700円	197円
	和室2	33㎡	503円	8,193円	2,048円	700円	490円		490円	△ 13円
	調理実習室	40㎡	723円	9,872円	2,468円	1,010円	680円		680円	△ 43円
北公民館	講堂	218㎡	1,093円	53,872円	26,936円	1,530円	1,460円		1,460円	367円
	研修室1	53㎡	394円	12,996円	3,249円	590円	700円		590円	196円
	研修室2	63㎡	394円	15,595円	3,899円	590円	700円		590円	196円
	研修室3	61㎡	394円	15,002円	3,751円	590円	700円		590円	196円
	会議室1	36㎡	279円	8,833円	2,208円	410円	490円		410円	131円
	会議室2	27㎡	279円	6,723円	1,681円	410円	490円		410円	131円
	会議室3	31㎡	279円	7,685円	1,921円	410円	490円		410円	131円

3 使用料の再算定

施設名	使用料項目・面積 ⑫		現行料金 ⑬	コスト/室 ⑭ (⑫×⑤)	再算定結果 ⑮ (⑭×⑥)	激変緩和 措置 ⑯	個別事由		最終結果 ⑱ (⑯または⑰)	増減 ⑲ (⑱－⑬)
							統一単価 ⑰	理由		
北公民館	視聴覚室	162㎡	1,040円	39,874円	19,937円	1,450円	1,230円	統一単価と激変緩和措置を比較し、 価格が低い方を適用	1,230円	190円
	和室1	33㎡	316円	8,110円	2,027円	470円	490円		470円	154円
	和室2	43㎡	316円	10,642円	2,660円	470円	490円		470円	154円
	調理実習室	107㎡	515円	26,397円	6,599円	720円	760円		720円	205円
琴海文化センター	多目的ホール	491㎡	3,624円	121,174円	60,587円	4,710円	5,210円		4,710円	1,086円
	会議室1	46㎡	492円	11,352円	2,838円	730円	490円		490円	△ 2円
	会議室2	64㎡	492円	15,795円	3,949円	730円	700円		700円	208円
	会議室3	64㎡	492円	15,795円	3,949円	730円	700円		700円	208円
	和室	58㎡	492円	14,314円	3,578円	730円	700円		700円	208円
琴海南部 文化センター	会議室1	58㎡	492円	14,314円	3,578円	730円	700円		700円	208円
	会議室2	58㎡	492円	14,314円	3,578円	730円	700円		700円	208円
	会議室3	60㎡	492円	14,807円	3,702円	730円	700円		700円	208円
	和室 1	36㎡	492円	8,761円	2,190円	730円	490円		490円	△ 2円
	和室 2	36㎡	492円	8,761円	2,190円	730円	490円		490円	△ 2円
	調理実習室	54㎡	492円	13,327円	3,332円	730円	760円		730円	238円
野母崎文化センター	多目的ホール	496㎡	4,400円	122,408円	61,204円	5,720円	5,210円		5,210円	810円
	会議室	70㎡	376円	17,275円	4,319円	560円	700円		560円	184円
	視聴覚室	60㎡	376円	14,807円	3,702円	560円	700円		560円	184円

4 新旧対照表

長崎市公民館条例新旧対照表

改正後	改正前
○長崎市公民館条例 昭和 26 年 2 月 6 日 条例第 19 号 (略) 第23条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合における第 3 条、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 3 項、第 14 条、第 15 条第 2 項並びに別表第 2 の規定の適用については、第 3 条中「公民館（長崎市北公民館（以下「北公民館」という。）を除く。第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において同じ。）」とあるのは「公民館」と、第 6 条第 1 項中「公民館」とあるのは「公民館（長崎市北公民館（以下「北公民館」という。）を除く。第 11 条第 1 項において同じ。）」と、同条第 2 項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第 8 条第 1 項中「教育委員会（北公民館にあつては、指定管理者。第 9 条及び第 15 条第 1 項において同じ。）」とあるのは「教育委員会」と、第 13 条第 1 項中「北公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第 2 に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第 14 条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公	○長崎市公民館条例 昭和 26 年 2 月 6 日 条例第 19 号 (略) 第23条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合における第 3 条、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 3 項、第 14 条、第 15 条第 2 項並びに別表第 2 の規定の適用については、第 3 条中「公民館（長崎市北公民館（以下「北公民館」という。）を除く。第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において同じ。）」とあるのは「公民館」と、第 6 条第 1 項中「公民館」とあるのは「公民館（長崎市北公民館（以下「北公民館」という。）を除く。第 11 条第 1 項において同じ。）」と、同条第 2 項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第 8 条第 1 項中「教育委員会（北公民館にあつては、指定管理者。第 9 条及び第 15 条第 1 項において同じ。）」とあるのは「教育委員会」と、第 13 条第 1 項中「北公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第 2 に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第 14 条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公

4 新旧対照表

改正後	改正前												
益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第15条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考1中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」とし、第6条第3項並びに第13条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 (略) <u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の長崎市公民館条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。</u> 別表第1 (第11条関係) 1 長崎市東公民館使用料 <table> <tr> <th>種別</th><th>1時間につき</th></tr> <tr> <td>多目的ホール</td><td>円 5,020</td></tr> <tr> <td>研修室</td><td>1 640</td></tr> </table>	種別	1時間につき	多目的ホール	円 5,020	研修室	1 640	益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第15条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考1中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、<u>同表備考3中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第6条第3項並びに第13条第2項及び第4項の規定は適用しない。</u> 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 (略) 別表第1 (第11条関係) 1 長崎市東公民館使用料 <table> <tr> <th>種別</th><th>1時間につき</th></tr> <tr> <td>多目的ホール</td><td>円 1,990</td></tr> <tr> <td>研修室</td><td>1 261</td></tr> </table>	種別	1時間につき	多目的ホール	円 1,990	研修室	1 261
種別	1時間につき												
多目的ホール	円 5,020												
研修室	1 640												
種別	1時間につき												
多目的ホール	円 1,990												
研修室	1 261												

4 新旧対照表

改正後			改正前		
	2	1,230		2	597
	3	350		3	104
	4	500		4	209
	5	390		5	125
和室	1	390	和室	1	178
	2	700		2	335
調理実習室		700	調理実習室		282
備考			備考		
1 多目的ホールを部分的に使用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。			1 多目的ホールを部分的に使用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。		
2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		
<u>2 長崎市西公民館使用料</u>			<u>2 長崎市香焼公民館使用料</u>		
種別	1時間につき		種別	1時間につき	1日につき
講堂		円 1,190	会議室	1 円 419	円 5,028
研修室	1	550		2	419
	2	550		3	261
	3	550			3,142
	4	390	ホール		3,142
	5	550	和室		261
	6	390	調理実習室		314
和室		450	備考		
			1 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、この表に掲げる額に100		

4 新旧対照表

改正後

調理実習室	720
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	
3 長崎市南公民館使用料	
種別	1時間につき
講堂	円1,430
研修室	1550
	2390
	3390
会議室	390
和室	450
調理実習室	720
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	
4 長崎市滑石公民館使用料	
種別	1時間につき
講堂	円930
研修室	1550
	2550

改正前

分の25を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	
2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	
3 長崎市高浜地区公民館の使用料	
利用時間	午前9時から午後6時まで (1時間につき)
種別	午後6時から午後10時まで (1時間につき)
研修室又は会議室	円104157
講堂	220324
和室 (1室につき)	104157
調理実習室	324440
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	
4 長崎市外海公民館使用料	
利用時間	午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで
種別	午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで
研修室	円3時1時間4時1時間4時1時間7548591,183

4 新旧対照表

改正後			改正前									
	3	390		満のき	満のき	満のき						
小研修室		390		場合	143	場合	107	場合	133			
和室	1	450		3時	429	4時	429	4時	534			
	2	450		間の		間の		間の				
調理実習室		720		場合		場合		場合				
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数 があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算す る。			会議室	3時	1時間	4時	1時間	4時	1時間	1,393	1,508	2,158
				間未	につ	間未	につ	間未	につ			
				満のき		満のき		満のき				
				場合	251	場合	188	場合	214			
				3時	754	4時	754	4時	859			
				間の		間の		間の				
				場合		場合		場合				
			講堂	3時	1時間	4時	1時間	4時	1時間	1,833	1,938	2,797
				間未	につ	間未	につ	間未	につ			
				満のき		満のき		満のき				
				場合	321	場合	240	場合	269			
				3時	963	4時	963	4時	1,079			
				間の		間の		間の				
				場合		場合		場合				
			会議室及び 講堂	3時	1時間	4時	1時間	4時	1時間	2,692	2,797	4,096
				間未	につ	間未	につ	間未	につ			
				満のき		満のき		満のき				
				場合	464	場合	348	場合	377			
				3時	1,393	4時	1,393	4時	1,508			

4 新旧対照表

改正後		改正前									
			間の 場合		間の 場合		間の 場合				
視聴覚室		3時	1時間	4時	1時間	4時	1時間		963	1,079	1,508
		間未	につ	間未	につ	間未	につ				
		満の	き	満の	き	満の	き				
		場合	178	場合	133	場合	159				
		3時	534	4時	534	4時	639				
		間の		間の		間の					
		場合		場合		場合					
和室	1	3時	1時間	4時	1時間	4時	1時間		963	1,079	1,508
		間未	につ	間未	につ	間未	につ				
		満の	き	満の	き	満の	き				
		場合	178	場合	133	場合	159				
		3時	534	4時	534	4時	639				
		間の		間の		間の					
		場合		場合		場合					
	2	3時	1時間	4時	1時間	4時	1時間		963	1,079	1,508
		間未	につ	間未	につ	間未	につ				
		満の	き	満の	き	満の	き				
		場合	178	場合	133	場合	159				
		3時	534	4時	534	4時	639				
		間の		間の		間の					
		場合		場合		場合					
	1及	3時	1時間	4時	1時間	4時	1時間		1,613	1,718	2,472

4 新旧対照表

改正後			改正前									
			び2	間未	につ	間未	につ	間未	につ			
			満の	き		満の	き	満の	き			
			場合		286	場合		214	場合	240		
			3時		859	4時		859	4時	963		
			間の			間の		間の				
			場合			場合		場合				
			調理実習室	3時	1時間	4時	1時間	4時	1時間	1,393	1,508	2,158
			間未	につ		間未	につ	間未	につ			
			満の	き		満の	き	満の	き			
			場合		251	場合		188	場合	214		
			3時		754	4時		754	4時	859		
			間の			間の		間の				
			場合			場合		場合				
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。												
5 長崎市戸石地区公民館使用料			5 長崎市三和公民館使用料									
種別		1時間につき	利用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時		午後6時から午後10時				
研修室		円	種別		まで	まで		まで				
1		550	会議室		円	円		円				
2		530			3時間未満	1時間につ	4時間未満	1時間につ	4時間未満	1時間につ		
3		450			の場合	き	の場合	き	の場合	き		
調理実習室		450				293		275		330		
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算す					3時間の場	880	4時間の場	1,100	4時間の場	1,320		
					合	合	合	合	合	合		

4 新旧対照表

改正後		改正前					
る。	2	3時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき
		の場合	き	の場合	き	の場合	き
			366		356		411
		3時間の場	1,100	4時間の場	1,424	4時間の場	1,644
		合		合		合	
	3	3時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき
		の場合	き	の場合	き	の場合	き
			293		275		330
		3時間の場	880	4時間の場	1,100	4時間の場	1,320
		合		合		合	
	4	3時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき
		の場合	き	の場合	き	の場合	き
			293		275		330
		3時間の場	880	4時間の場	1,100	4時間の場	1,320
		合		合		合	
	ホール	3時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき
		の場合	き	の場合	き	の場合	き
			3,666		4,125		5,500
		3時間の場	11,000	4時間の場	16,500	4時間の場	22,000
		合		合		合	
	視聴覚室	3時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき
		の場合	き	の場合	き	の場合	き
			733		686		825
		3時間の場	2,200	4時間の場	2,744	4時間の場	3,300
		合		合		合	

4 新旧対照表

改正後			改正前							
				合		合		合		
			和室	3時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	
			の場合	き	の場合	き	の場合	き		
				293		275		330		
			3時間の場	880	4時間の場	1,100	4時間の場	1,320		
			合		合		合			
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。										
6 長崎市三重地区公民館使用料			6 長崎市川原地区公民館又は長崎市為石地区公民館の使用料							
種別		1時間につき	利用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時	午後6時から午後10時			
講堂		円	種別		まで	まで	まで			
		1,430	会議室		円	円	円			
会議室	1	390			3時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき
	2	400			の場合	き	の場合	き	の場合	き
	3	400				293		275		330
	4	400			3時間の場	880	4時間の場	1,100	4時間の場	1,320
和室		400			合		合			
調理実習室		720	講堂		3時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき
					の場合	き	の場合	き	の場合	き
						548		550		686
					3時間の場	1,644	4時間の場	2,200	4時間の場	2,744
					合		合		合	
			和室		3時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき	4時間未満	1時間につき
					の場合	き	の場合	き	の場合	き

4 新旧対照表

改正後			改正前						
					293		275		330
			3時間の場 合		880	4時間の場 合	1,100	4時間の場 合	1,320
			調理実習室	3時間未満 の場合	1時間につ き	4時間未満 の場合	1時間につ き	4時間未満 の場合	1時間につ き
					548		550		686
			3時間の場 合		1,644	4時間の場 合	2,200	4時間の場 合	2,744
			備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。						
7 長崎市香焼公民館使用料			7 前各項に掲げる公民館以外の公民館の使用料						
種別		1時間につき	利用時間						
ホール		円	種別						
		6,590	午前9時から正午まで						
会議室	1	700	午後1時から午後5時まで						
	2	700	午後6時から午後9時まで						
	3	490	午前9時から午後5時まで						
和室		490	午後1時から午後9時まで						
調理実習室		680	研修						
備考			室又						
1 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。			は会						
2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			議室						
			トル						
			以上						
			70平						
			方メ						

4 新旧対照表

改正後		改正前									
		一ト	満の	き	満の	き	満の	き			
		ル以	場合	307	場合	295	場合	394			
		上	3時	921	4時	1.183	3時	1.183			
		100	間の		間の		間の				
		平方	場合		場合		場合				
		メー									
		トル									
		未満									
		50平	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	1.633	1.884	2.575
		方メ	間未	につ	間未	につ	間未	につ			
		一ト	満の	き	満の	き	満の	き			
		ル以	場合	230	場合	235	場合	314			
		上70	3時	691	4時	942	3時	942			
		平方	間の		間の		間の				
		メー	場合		場合		場合				
		トル									
		未満									
		50平	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	1.057	1.172	1.643
		方メ	間未	につ	間未	につ	間未	につ			
		一ト	満の	き	満の	き	満の	き			
		ル未	場合	157	場合	146	場合	195			
		満	3時	471	4時	586	3時	586			
			間の		間の		間の				
			場合		場合		場合				

4 新旧対照表

改正後	改正前										
	講堂	200	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	4.892	5.594	7.689
	平方	間未	につ	間未	につ	間未	につ				
	メー	満の	き	満の	き	満の	き				
	トル	場合	698	場合	699	場合	932				
	以上	3時	2.095	4時	2.797	3時	2.797				
		間の		間の		間の					
		場合		場合		場合					
	150	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	4.043	4.630	6.358	
	平方	間未	につ	間未	につ	間未	につ				
	メー	満の	き	満の	き	満の	き				
	トル	場合	576	場合	578	場合	771				
	以上	3時	1.728	4時	2.315	3時	2.315				
	200	間の		間の		間の					
	平方	場合		場合		場合					
	メー										
	トル										
	未満										
	150	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	3.194	3.666	5.027	
	平方	間未	につ	間未	につ	間未	につ				
	メー	満の	き	満の	き	満の	き				
	トル	場合	453	場合	458	場合	611				
	未満	3時	1.361	4時	1.833	3時	1.833				
		間の		間の		間の					
		場合		場合		場合					

4 新旧対照表

改正後		改正前									
	視聴覚室	100平方メートル以上	3時間未満	1時間につき満ちる場合	4時間未満	1時間につき満ちる場合	3時間未満	1時間につき満ちる場合	5.017	5.740	7.887
		メートル以上	満ちる場合	715	満ちる場合	717	満ちる場合	956			
		3時間未満	2.147	4時間未満	2.870	3時間未満	2.870				
		満ちる場合		満ちる場合		満ちる場合					
		100平方メートル未満	3時間未満	1時間につき満ちる場合	4時間未満	1時間につき満ちる場合	3時間未満	1時間につき満ちる場合	2.472	2.786	3.865
		メートル未満	満ちる場合	359	満ちる場合	348	満ちる場合	464			
	和室	50平方メートル以上	3時間未満	1時間につき満ちる場合	4時間未満	1時間につき満ちる場合	3時間未満	1時間につき満ちる場合	1.644	1.906	2.597
		メートル以上	満ちる場合	230	満ちる場合	238	満ちる場合	317			
		3時間未満	691	4時間未満	953	3時間未満	953				
		満ちる場合		満ちる場合		満ちる場合					
		30平方メートル未満	3時間未満	1時間につき満ちる場合	4時間未満	1時間につき満ちる場合	3時間未満	1時間につき満ちる場合	1.298	1.424	2.010
		メートル未満	満ちる場合		満ちる場合		満ちる場合				

4 新旧対照表

改正後		改正前												
		ル以	場合	195	場合	178	場合	237						
		上50	3時	586	4時	712	3時	712						
		平方	間の		間の		間の							
		メー	場合		場合		場合							
		トル												
		未満												
		30平	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	743	858	1,172			
		方メ	間未	につ	間未	につ	間未	につ						
		一ト	満の	き	満の	き	満の	き						
		ル未	場合	104	場合	107	場合	143						
		満	3時	314	4時	429	3時	429						
			間の		間の		間の							
		調理 実習 室		調理	50平	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	2,345	2,680	3,685
実習	方メ			間未	につ	間未	につ	間未	につ					
一ト	満の			き	満の	き	満の	き						
ル以	場合			335	場合	335	場合	446						
上	3時			1,005	4時	1,340	3時	1,340						
	間の				間の		間の							
				場合		場合		場合						
50平	3時			1時間	4時	1時間	3時	1時間	847	962	1,328			
方メ	間未			につ	間未	につ	間未	につ						
一ト	満の			き	満の	き	満の	き						
ル未	場合			122	場合	120	場合	160						

4 新旧対照表

改正後		改正前									
			満	3時	366	4時	481	3時	481		
				間の		間の		間の			
				場合		場合		場合			
		備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。									
8 長崎市高浜地区公民館の使用料		[新設]									
種別	1時間につき										
講堂	円										
	660										
研修室	410										
会議室	410										
和室	410										
調理実習室	640										
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。											
9 長崎市野母地区公民館使用料		[新設]									
種別	1時間につき										
講堂	円										
	1,190										
会議室	390										
和室	450										
調理実習室	720										
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。											

4 新旧対照表

改正後		改正前
<u>る。</u>		
<u>1 0 長崎市外海公民館使用料</u>		<u>〔新設〕</u>
<u>種別</u>	<u>1時間につき</u>	
<u>講堂</u>	<u>円</u> <u>700</u>	
<u>研修室</u>	<u>310</u>	
<u>会議室</u>	<u>400</u>	
<u>視聴覚室</u>	<u>420</u>	
<u>和室</u>	<u>420</u>	
<u>調理実習室</u>	<u>480</u>	
<u>備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数 があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算す る。</u>		
<u>1 1 長崎市黒崎地区公民館使用料</u>		<u>〔新設〕</u>
<u>種別</u>	<u>1時間につき</u>	
<u>講堂</u>	<u>円</u> <u>1,190</u>	
<u>会議室</u>	<u>390</u>	
<u>和室</u>	<u>450</u>	
<u>調理実習室</u>	<u>450</u>	
<u>備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数 があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算す る。</u>		

4 新旧対照表

改正後			改正前
<u>1 2 長崎市三和公民館使用料</u>			<u>〔新設〕</u>
<u>種別</u>		<u>1時間につき</u>	
<u>ホール</u>		<u>円</u> <u>12,310</u>	
<u>会議室</u>	<u>1</u>	<u>700</u>	
	<u>2</u>	<u>490</u>	
	<u>3</u>	<u>490</u>	
	<u>4</u>	<u>490</u>	
<u>視聴覚室</u>		<u>700</u>	
<u>和室</u>		<u>700</u>	
<u>備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数 があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算す る。</u>			
<u>1 3 長崎市川原地区公民館使用料</u>			<u>〔新設〕</u>
<u>種別</u>		<u>1時間につき</u>	
<u>講堂</u>		<u>円</u> <u>1,150</u>	
<u>会議室</u>	<u>1</u>	<u>490</u>	
	<u>2</u>	<u>700</u>	
<u>和室</u>		<u>490</u>	
<u>調理実習室</u>		<u>680</u>	
<u>備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数 があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算す</u>			

4 新旧対照表

改正後		改正前	
<u>る。</u>		<u>[新設]</u>	
<u>1.4 長崎市為石地区公民館使用料</u>			
<u>種別</u>	<u>1時間につき</u>		
<u>講堂</u>		<u>円</u>	
		<u>1,230</u>	
<u>会議室</u>	<u>1</u>	<u>490</u>	
	<u>2</u>	<u>490</u>	
	<u>3</u>	<u>700</u>	
<u>和室</u>	<u>1</u>	<u>700</u>	
	<u>2</u>	<u>490</u>	
<u>調理実習室</u>		<u>680</u>	
<u>備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</u>			
備考		備考	
1 ガスを使用する場合は、その実費を徴収する。		1 ガスを使用する場合は、その実費を徴収する。	
2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。		2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。	
<u>3 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。</u>		<u>3 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。</u>	
		<u>4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。</u>	
別表第2（第13条関係）		別表第2（第13条関係）	

4 新旧対照表

改正後			改正前										
北公民館の利用に係る基準額			北公民館の利用に係る基準額										
種別		1時間につき	種別		午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円											
講堂		1,460	研修室	1	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	1,633	1,884	2,575
				間未	につ	間未	につ	間未	につ				
				満の	き	満の	き	満の	き				
会議室		410		場合	230	場合	235	場合	314				
		410		3時	691	4時	942	3時	942				
		410		間の		間の		間の					
視聴覚室		1,230	和室	1	場合		場合		場合				
		470		2	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	1,633	1,884	2,575
		470		間未	につ	間未	につ	間未	につ				
				満の	き	満の	き	満の	き				
				場合	230	場合	235	場合	314				
				3時	691	4時	942	3時	942				
調理実習室		720		1	間の		間の		間の				
				2	場合		場合		場合				
				3	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	1,633	1,884	2,575
				間未	につ	間未	につ	間未	につ				
				満の	き	満の	き	満の	き				
				場合	230	場合	235	場合	314				
			1	3時	691	4時	942	3時	942				

4 新旧対照表

改正後		改正前									
	会議室		<u>間の</u> <u>場合</u>		<u>間の</u> <u>場合</u>		<u>間の</u> <u>場合</u>				
		<u>1</u>	<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>4時</u>	<u>1時間</u>	<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>1.057</u>	<u>1.172</u>	<u>1.643</u>
			<u>間未</u>	<u>につ</u>	<u>間未</u>	<u>につ</u>	<u>間未</u>	<u>につ</u>			
			<u>満の</u>	<u>き</u>	<u>満の</u>	<u>き</u>	<u>満の</u>	<u>き</u>			
			<u>場合</u>	<u>157</u>	<u>場合</u>	<u>146</u>	<u>場合</u>	<u>195</u>			
			<u>3時</u>	<u>471</u>	<u>4時</u>	<u>586</u>	<u>3時</u>	<u>586</u>			
			<u>間の</u>		<u>間の</u>		<u>間の</u>				
			<u>場合</u>		<u>場合</u>		<u>場合</u>				
		<u>2</u>	<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>4時</u>	<u>1時間</u>	<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>1.057</u>	<u>1.172</u>	<u>1.643</u>
			<u>間未</u>	<u>につ</u>	<u>間未</u>	<u>につ</u>	<u>間未</u>	<u>につ</u>			
			<u>満の</u>	<u>き</u>	<u>満の</u>	<u>き</u>	<u>満の</u>	<u>き</u>			
			<u>場合</u>	<u>157</u>	<u>場合</u>	<u>146</u>	<u>場合</u>	<u>195</u>			
	講堂	<u>3</u>	<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>4時</u>	<u>1時間</u>	<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>1.057</u>	<u>1.172</u>	<u>1.643</u>
			<u>間未</u>	<u>につ</u>	<u>間未</u>	<u>につ</u>	<u>間未</u>	<u>につ</u>			
			<u>満の</u>	<u>き</u>	<u>満の</u>	<u>き</u>	<u>満の</u>	<u>き</u>			
			<u>場合</u>	<u>157</u>	<u>場合</u>	<u>146</u>	<u>場合</u>	<u>195</u>			
			<u>3時</u>	<u>471</u>	<u>4時</u>	<u>586</u>	<u>3時</u>	<u>586</u>			
			<u>間の</u>		<u>間の</u>		<u>間の</u>				
			<u>場合</u>		<u>場合</u>		<u>場合</u>				
			<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>4時</u>	<u>1時間</u>	<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>4.892</u>	<u>5.594</u>	<u>7.689</u>
			<u>間の</u>		<u>間の</u>		<u>間の</u>				
			<u>場合</u>		<u>場合</u>		<u>場合</u>				
			<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>4時</u>	<u>1時間</u>	<u>3時</u>	<u>1時間</u>	<u>4.892</u>	<u>5.594</u>	<u>7.689</u>
			<u>間の</u>		<u>間の</u>		<u>間の</u>				
			<u>場合</u>		<u>場合</u>		<u>場合</u>				

4 新旧対照表

改正後		改正前									
			間未	につ	間未	につ	間未	につ			
			満の	き	満の	き	満の	き			
			場合	698	場合	699	場合	932			
			3時	2.095	4時	2.797	3時	2.797			
		視聴覚室	間の		間の		間の		5,017	5,740	7,887
			場合		場合		場合				
			間未	につ	間未	につ	間未	につ			
			満の	き	満の	き	満の	き			
			場合	715	場合	717	場合	956			
			3時	2.147	4時	2.870	3時	2.870			
			間の		間の		間の				
			場合		場合		場合				
		和室 1	3時	1時間	4時	1時間	3時	1時間	1,298	1,424	2,010
			間未	につ	間未	につ	間未	につ			
			満の	き	満の	き	満の	き			
			場合	195	場合	178	場合	237			
		2	3時	586	4時	712	3時	712	1,298	1,424	2,010
			間の		間の		間の				
			場合		場合		場合				
			間未	につ	間未	につ	間未	につ			
			満の	き	満の	き	満の	き			
			場合	195	場合	178	場合	237			

4 新旧対照表

改正後	改正前																																																
備考 1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。 3 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	<table><tr><td></td><td><u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>586</u><u>4時</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>712</u><u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>712</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>調理実習室</td><td><u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>1時間</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>4時</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>1時間</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>1時間</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>2.345</u></td><td><u>2.680</u></td><td><u>3.685</u></td></tr><tr><td></td><td><u>間未</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u></td><td><u>につ</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u></td><td><u>間未</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u></td><td><u>につ</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u></td><td><u>間未</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u></td><td><u>につ</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>1.005</u><u>4時</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>1.340</u><u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u></td><td><u>1.340</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		<u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>586</u> <u>4時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>712</u> <u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>712</u>				調理実習室	<u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>4時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>2.345</u>	<u>2.680</u>	<u>3.685</u>		<u>間未</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>につ</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>間未</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>につ</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>間未</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>につ</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>					<u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1.005</u> <u>4時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1.340</u> <u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1.340</u>															
		<u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>586</u> <u>4時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>712</u> <u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>712</u>																																												
	調理実習室	<u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>4時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>2.345</u>	<u>2.680</u>	<u>3.685</u>																																							
		<u>間未</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>につ</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>間未</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>につ</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>間未</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>	<u>につ</u> <u>満の</u> <u>き</u> <u>場合</u>																																										
		<u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1.005</u> <u>4時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1.340</u> <u>3時</u> <u>間の</u> <u>場合</u>	<u>1.340</u>																																												
	備考 1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。 3 <u>利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。</u> 4 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。																																																

4 新旧対照表

長崎市文化センター条例新旧対照表

改正後		改正前																																	
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の長崎市文化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に</u> <u>される申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請</u> <u>に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。</u>																																			
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）																																	
(平17条例86・平21条例37・平25条例47・一部改正、平28条例43・ 旧別表・一部改正、平31条例4・令2条例46・令3条例28・一部改 正)		(平17条例86・平21条例37・平25条例47・一部改正、平28条例43・ 旧別表・一部改正、平31条例4・令2条例46・令3条例28・一部改 正)																																	
1 長崎市琴海文化センターの使用料		1 長崎市琴海文化センターの使用料																																	
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td colspan="2">多目的ホール</td><td>円 4,710</td></tr><tr><td rowspan="3">会議室</td><td>1</td><td>490</td></tr><tr><td>2</td><td>700</td></tr><tr><td>3</td><td>700</td></tr><tr><td colspan="2">和室</td><td>700</td></tr></table>		区分		金額（1時間につき）	多目的ホール		円 4,710	会議室	1	490	2	700	3	700	和室		700	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td colspan="2">多目的ホール</td><td>円 1,424</td></tr><tr><td rowspan="3">会議室</td><td>1</td><td>220</td></tr><tr><td>2</td><td>220</td></tr><tr><td>3</td><td>220</td></tr><tr><td colspan="2">和室</td><td>220</td></tr></table>		区分		金額（1時間につき）	多目的ホール		円 1,424	会議室	1	220	2	220	3	220	和室		220
区分		金額（1時間につき）																																	
多目的ホール		円 4,710																																	
会議室	1	490																																	
	2	700																																	
	3	700																																	
和室		700																																	
区分		金額（1時間につき）																																	
多目的ホール		円 1,424																																	
会議室	1	220																																	
	2	220																																	
	3	220																																	
和室		220																																	
2 長崎市琴海南部文化センターの使用料		2 長崎市琴海南部文化センターの使用料																																	
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>会議室</td><td>1</td><td>円</td></tr></table>		区分		金額（1時間につき）	会議室	1	円	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>会議室</td><td>1</td><td>円</td></tr></table>		区分		金額（1時間につき）	会議室	1	円																				
区分		金額（1時間につき）																																	
会議室	1	円																																	
区分		金額（1時間につき）																																	
会議室	1	円																																	

4 新旧対照表

改正後			改正前		
		700			220
	2	700		2	220
	3	700		3	220
和室	1	490	和室	1	220
	2	490		2	220
調理実習室		730	調理実習室		220
備考			備考		
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		
2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。			2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。		
3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の <u>5割</u> に相当する額とする。			3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の <u>4割</u> に相当する額とする。 <u>この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>		
4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。			4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
（令2条例46・追加、令3条例28・旧別表第3繰上・一部改正）			（令2条例46・追加、令3条例28・旧別表第3繰上・一部改正）		
区分	金額（1時間につき）		区分	金額（1時間につき）	
多目的ホール	円 5,210			午前9時から午後6時まで 円 2,200	午後6時から午後10時まで 円 3,300
会議室	560		多目的ホール	2,200	3,300

4 新旧対照表

改正後		改正前		
視聴覚室	<u>560</u>	会議室	<u>104</u>	<u>157</u>
		視聴覚室	<u>104</u>	<u>157</u>
備考		備考		
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		
2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。		2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。		
3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の <u>5割</u> に相当する額とする。		3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の <u>4割</u> に相当する額とする。 <u>この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>		

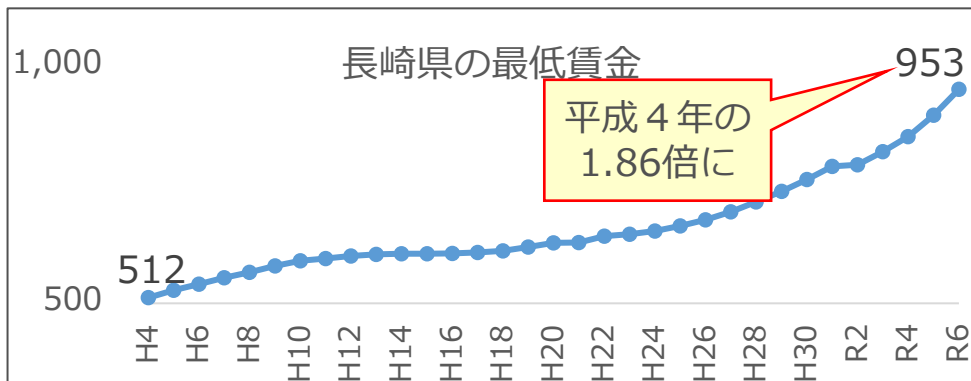
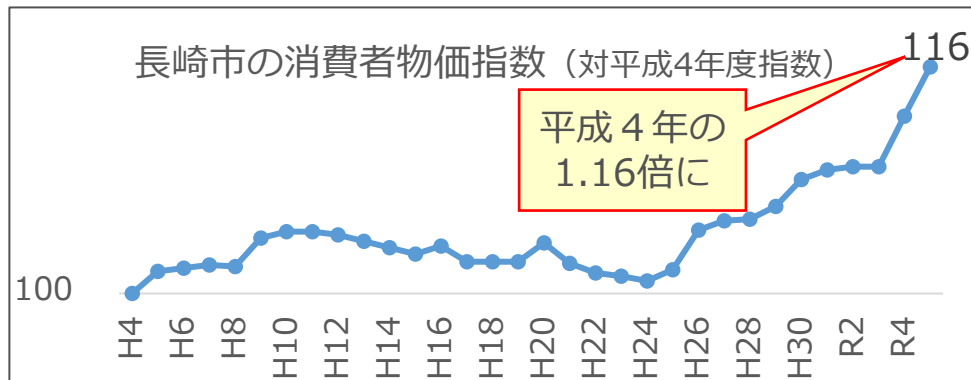
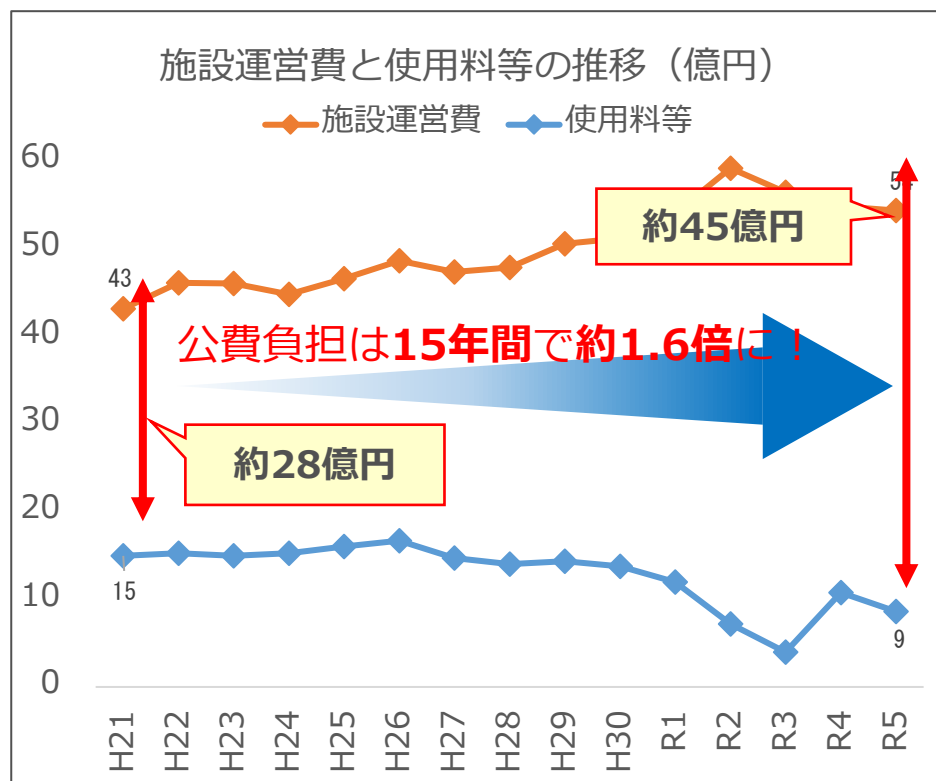
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア） 人件費	1 分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ） 物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

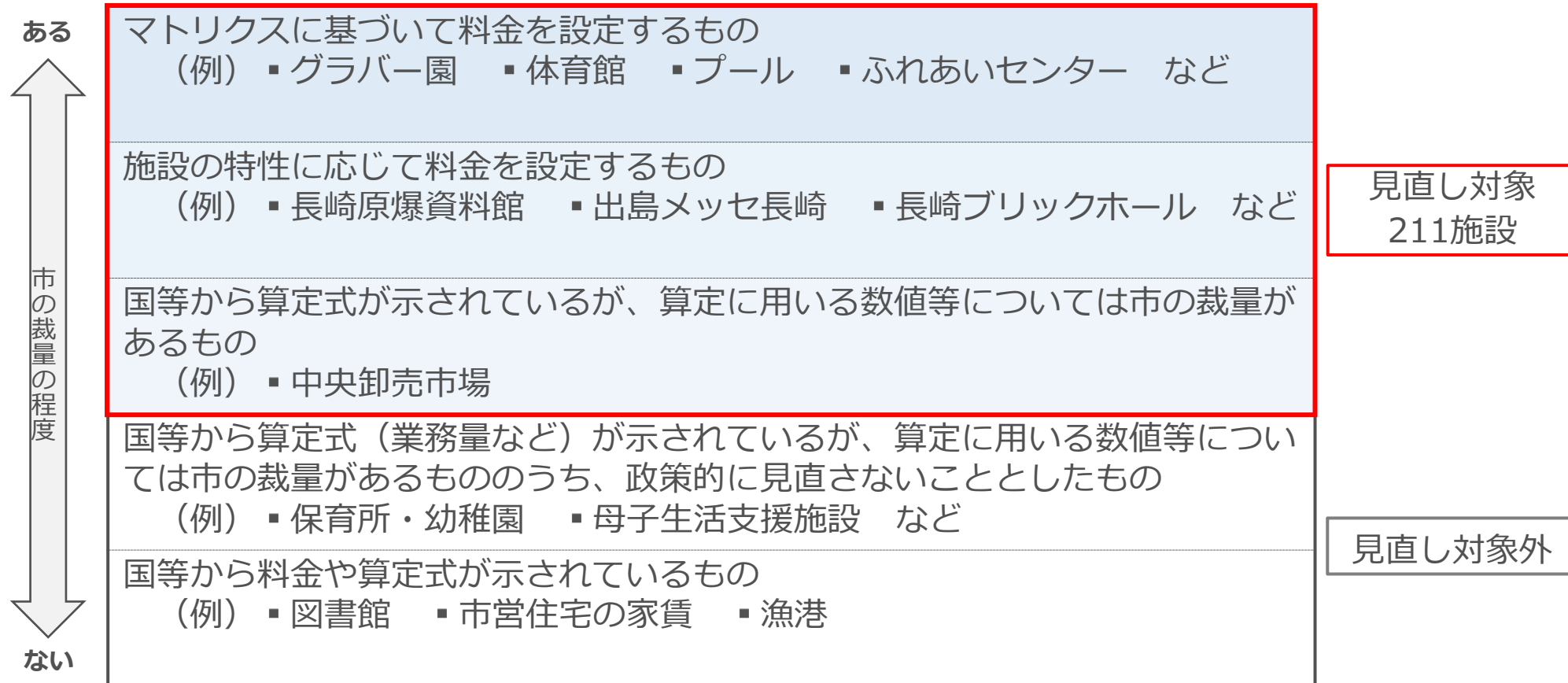
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として 5 年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い

【参考3】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

利用料金併用制の施設

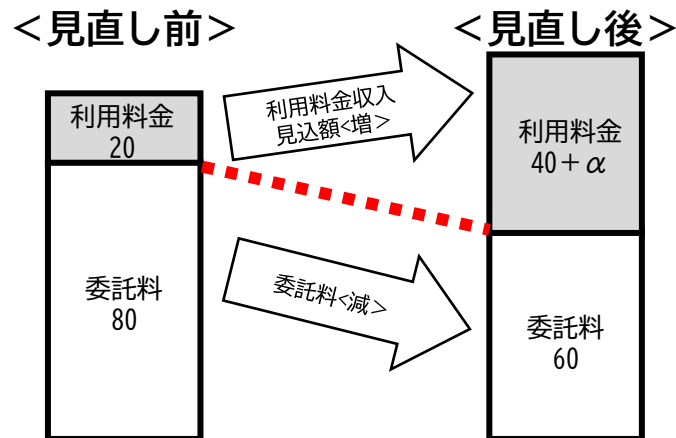
※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

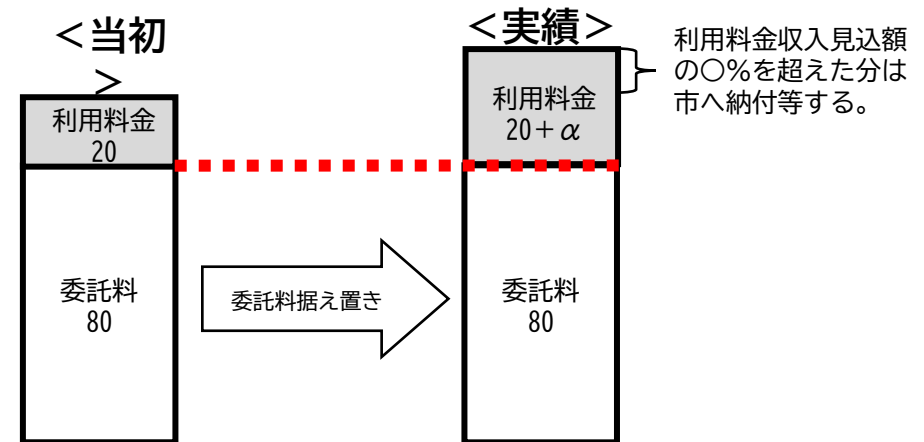
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始